

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 住 友 倉 庫
代表者名 社 長 安 部 正 一
(コード番号 9303 東証第 1 部)
問合せ先 総 務 部 長 坂 口 晃
(TEL. 06-6444-1181 総務部総務課)

株価条件付株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象とする株価条件付株式報酬型ストックオプション制度を導入することとし、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 138 期定時株主総会（以下「本総会」という）に取締役の報酬等の改定に関する議案（以下「本議案」という）を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株価条件付株式報酬型ストックオプション制度導入の目的

当社の取締役の報酬等につきましては、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 129 期定時株主総会において、金銭による報酬等として月額 3,300 万円以内を付与する旨、また、ストックオプション（税制適格ストックオプション）としての新株予約権に関する報酬等として年額 6,000 万円以内を付与する旨をご決議いただき今日に至っております。

このたび、当社の企業価値向上に対する取締役の貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主の皆様との価値共有を図ることを目的として、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関して、従来の税制適格ストックオプション制度に代えて、取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬型ストックオプション制度を導入することといたしました。

本制度では、取締役（社外取締役を除く）が割り当てられた新株予約権を行使するに際し、当社株価成長率が T O P I X（東証株価指数）成長率と同じか、これを上回った場合に限り当該新株予約権すべてを行使できることとするなど、株価条件を付加することといたします。これにより、当社の株価変動に加え、株式市場全体の株価動向と比較した当社株価パフォーマンスを取締役（社外取締役を除く）に意識させ、当社の株価上昇に対するより強いインセンティブを与えることを企図しております。

なお、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額につきましては、従来の税制適格ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額と同額の年額 6,000 万円以内といたします。

2. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は 1,000 株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数については、200 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の翌日から3年を経過した日を始期とし、割当日の翌日から20年以内の日で当社取締役会が定める日を終期とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が行使できる新株予約権の個数は、以下に記載の株価条件に従い制限される。

[株価条件]

- ①当社株価成長率がTOPIX（東証株価指数）成長率と同じか、これを上回った場合には、割り当てられた新株予約権すべてを行使することができる。

当社株価成長率（ g ）及びTOPIX成長率（ g_{TOPIX} ）は、次に定める計算式により算出する。ただし、当社が、割当日の属する月の直前3か月の初日後の日を効力発生日とする当社普通株式についての株式分割又は株式併合を行い、当社株価の連続性が保たれなくなった場合には、当社は、当社株価成長率の算定に用いる数値を、株式分割又は株式併合の比率等に応じ、合理的な範囲で適切に調整することができる。また、上記のほか、当社が割当日の属する月の直前3か月の初日後の日を効力発生日とする合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて当社株価成長率の算定に用いる数値の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲でこれを適切に調整することができる。

$$g = (a + b) \div c$$

- a : 割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値
b : 割当日後3年間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額
c : 割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

$$g_{\text{TOPIX}} = d \div e$$

- d : 割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日のTOPIXの終値平均値
e : 割当日の属する月の直前3か月の各日のTOPIXの終値平均値

②当社株価成長率がTOPIX成長率を下回った場合には、行使することができる新株予約権の個数（X）を次の計算式により算出し、1個未満の端数は切り捨てる。

$$X = Y \times g \div g_{\text{TOPIX}}$$

Y : 割り当てられた新株予約権の個数

g : 当社株価成長率

g_{TOPIX} : TOPIX成長率

(8) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決されることを条件として、本総会終結の時以降、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を当社の執行役員に対し発行する予定であります。

以 上